

令和元年第5回市民福祉委員会会議録

令和元年 12 月 12 日

第2委員会室

開 会：午後1時30分

委 員 長 柘植 孝彦

副委員長 西尾 努

2 番委員 近藤 純二、3 番委員 安藤 直実、4 番委員 後藤 康司 5 番委員 堀 誠

委員長 ; 定刻になりましたので、ただ今から、令和元年第5回市民福祉委員会を開会いたします。本日の会議は、去る11月29日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いします。それでは、はじめに市長さん、挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さま、こんにちは。本日は第5回となりました市民福祉委員会でございます。お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。少し近況報告を申し上げます。11月30日に上矢作町で、そして12月1日には山岡町で、それぞれ資源回収のための拠点のオープニングを行わせていただきました。それ以降、概ね10日間でございますが、ちなみに上矢作町ですと、雑紙計で800キログラム、山岡町では1,500キログラムの紙が集まったということでございますし、アルミ缶も、上矢作では60キログラム、山岡町では50キログラムそれぞれ集まっております。学校の資源回収が終わった直後ということではございましたが、それでもかなりの量が集まっているなという印象でございます。こうした形で、地域で資源を集めて、それを資金に地域の中でお金を循環していこうと、こういう取り組みでございますので、また他の地域でも出来ればというふうに思っております。引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。今日は、先の定例会の中で付託された9件の案件でございます。どうぞ最後まで活発なご意見を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは続きまして副議長さん、挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さんこんにちは。議員の皆さん、午前中の庁舎周辺の環境美化活動ご苦労様ございました。今日は第5回の市民福祉委員会ということで、柘植委員長以下新しいメンバーでの委員会でございますので、市長が言われましたように、闊達な意見が出る委

員会になることをお願いして挨拶とします。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めてまいります。なお、発言につきましては委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してからマイクに向かって発言するようお願いいたします。

委員長 ; はじめに、「議第 9 7 号 恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。お願いします。順番に行きます。この所管は 3 施設だったと思いますので、まず、15 条にあります山岡の健康増進センターです。改正、これは方針に基づいたということで見直しをします。という、消費税改正に伴う使用料の見直しの 45 施設のうちのひとつとなっておりますけれども、消費税の改正っていいますと、要するに 1 割上がるのかなということでしたけど、15 ページの条例のところですけども、利用料金のところを見ますと、400 円から 400 円と改正無しです。これ一般の、1 回利用の方ですね。はい。それと、回数券についてもこれ変更無し。ということです。で、貸し切りのほうのトレーニングジムと運動浴槽、これについても、消費税分は上げてなくて、若干低いという状況なんですけども、どういう視点で見直しをされたのかということをお伺いしたいと思います。

委員長 ; はい、健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。それでは 1 回当たりの利用料ですが、現在の 400 円というのは、消費税 8 % で 400 円になっておりまして、原価が 371 円ということになります。371 円に 1.08 を掛けた場合と、1.1 を掛けた場合、10 円未満を切り捨てにしますと、どちらも 400 円ということになりましたので、こちらのほうは変化無しということになりました。で、貸し切り料金のほうも同じように、現在が 8 % で計算してありますので、原価がトレーニングルームのほうで、1 万 2,315 円。運動浴槽のほうで 1 万 4,815 円ですので、こちらのほうに 1.1 % 掛けますと、改正させていただく料金になるということでございます。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; 見直し前へということでなくて、もう 8 % のところでも改定されてるよと。いうことで、そんなに 1 割、本当に掛ける 1.1 % ではないと、いうこと。そういう理解ですね、

単純な、分かりました。

委員長 ; よろしいですか。

3 番委員 ; はい。よろしいです。

委員長 ; はい、他に。3 番委員。

3 番委員 ; はい。次の、福祉センターのところで質問しますが、恵那市の福祉センターのほう、見ますと、これはもう単純にですね、和室 1 から 3 まで全て 1.5 倍で、入浴施設も上がりますと、1.5 倍ということです。ちょっと、和室についてお尋ねしますけども、ここの和室は福祉センターであっても、いろんな趣味のサークルだとか団体が使っていたと思うんですが、ちょっと、まず、ここを使っている団体がどういう団体かということをお尋ねしてください。その団体がですね、よく使ってる団体が、月平均とか、どれぐらい利用があるかっていうことをお尋ねします。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。お答えいたします。福祉センターの利用の中で、まず、減免ではない、免除無しの団体では、ヨガとか、踊りとか、太極拳のサークルの方々が活動されておりまして、1 番多いのは、踊りのサークルが月に 5 回、それから、ヨガの方が月に 3 回、太極拳の方が月 2 回の利用をされております。また、免除の団体でいきますと、減免事由は 75 歳以上ということになっておりますけど、この方々も健康体操のサークルの方が月に 2 回、それから、囲碁の会が月 4 回ほど利用をしております。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。今、減免団体について、まず、今度から改正後は、冷暖房費の実費の半額程を負担してくださいと、そういう改正でした。私は実費負担については、半分増額になるっていうのはそれはもう、ちょっと仕方ないのかなと。今回の改正は、それはいいかなと。いうふうに思うんですけど、和室の利用で、趣味とか生きがいですよ、太極拳とか踊りとか、ヨガですね。そういったところが月に、結構利用されているということです。で、今回は最大限 1.5 倍上がりました。で、その利用者の団体の方への理解、っていうのを、まず、どういうふうに指定管理者と相談して、事前にお知らせしながら、ご理解をいただく説明なんかをしたのか、そうじゃないのかっていうことをまず教えてください。

委員長 ; はい。社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。事前の周知っていうことでございますけれど、現在利用してる団体の方、個々には、事前の周知はしておりません。ただ、広報 10 月号で使用料の見直しを行う予定、それからパブリックコメントの意見募集をいたしました。そのパブリックコメン

トの結果につきましては、福祉施設に対する意見は無かったということでございます。今後は、議決をいただいた後、しっかりご理解いただけるように周知をしていきたいと思っております。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。本当はですね事前に、やはり指定管理者とその団体に説明をしていただきたかったなという思いです。今回改正になるということで、ご理解いただく努力をしていただきたいなと。いうふうに思っています。それはちょっとお願いするんですけど、もう一つですね、今回3年目に当たるということで、財政のほうからの公共施設の見直し方針に基づいて上げました。ということなんですけども、先ほどから言ってるように、ここの福祉、特に、恵那市の福祉センターの和室の利用状況を見ると、コミュニティセンターだとか、そういう所で利用するような団体が、要するにですね、靴を脱いで使えるっていう、踊り、ヨガ、太極拳、その辺が、恵那市の市街地の中のコミセンも含めると、非常に少ないんです。それで、その辺でですね福祉センターであってもそういった使われ方がしてるので、現在でも240 円、今コミセンは200 円ですね。それが、少し利用、そもそも高いし、今度360 円になるということです。なので、今回の見直しについての、ちょっと、どのようにいま担当課としては考えているのか、それをちょっとお聞かせください。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 今回の見直しは使用料の指針、見直しの方針によって、現行使用料の1.5 倍それから、近隣他市の料金を念頭に置いて設定をさせていただきました。次回も当然市の指針、見直しの方針に基づいて、行うということにはなと思うんですけど、担当課としては、その料金のことではなくて、社会福祉協議会と一緒にあって、もっともっと使っていただけるよう、利用促進を図っていききたい。そのように考えております。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; まあ、金額のことには触れられてないんですけども、今日はちょっと財政の方いらっしゃってないので、方針についてはちょっとお聞き出来ないかなと思うんですけども、全体の方針は決まっても、今の利用者とその状況によってですね、単純にまた1.5 倍上げるとか、2 倍にならないからいいとか、そういうふうな考え方じゃなくて、中身について、きちっと議論して、市民の皆さんが健康づくりに本当に気楽に取り組めるような形で、しかもコミセンと同じような使い方が出来るようにするには、これ以上上げたら、ちょっと気の毒だな。というふうに思います。ちょっとこれ、意見ですが。

委員長 ; はい。要望でよろしいですか。

3 番委員 ; はい。

委員長 ; はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; はい、他に質疑はございませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 9 7 号 恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(所管部分)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 9 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 0 2 号 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。はい、2 番委員。

2 番委員 ; はい。利用料金の改正で 600 円から、実費相当額と書いてありますけども、一応、実費相当額で、大体、天井まあ、1,000 円とか 1,500 円とかいう可能性もあるけども、幾らぐらいを最高に今想定しているのか、その辺をお聞かせください。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼地域医療課長。

医療福祉部次長兼地域医療課長 ; はい。失礼いたします。現在、調理業者との交渉を指定管理先の恵那病院が行っているんですけど、600 円を、620 円ぐらいにならないかということで、調整、交渉しているという状況でございます。

委員長 ; はい、2 番委員。

2 番委員 ; ということは、20 円ぐらい、まあ最高上がるということで、大体調整してるということですか。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼地域医療課長。

医療福祉部次長兼地域医療課長 ; はい、そのとおりでございます。以上です。

委員長 ; よろしいですか。はい、他にありませんか。はい、1 番委員。

1 番委員 ; すいません、関連で、昨年の実績がもし分かれば、あとどれぐらいの見込みがあるのかっていうのと教えてください。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼地域医療課長。

医療福祉部次長兼地域医療課長 ; はい。恵那病院の通所リハでございますけど、利用者の定員 40 人で動いております。

て、現在最近の利用者の最大では1日33人ぐらいが多いところです。多い方で週に1回、月に4回利用される方もみえるという話しでした。昨年、平成30年の利用者数は6,520人が、ご利用いただいております。ちなみに、その前の年の29年度は5,039人ということで、少し伸び傾向でございますけど、本年度の今までの実績を見ますと、昨年度とほぼ同じぐらいの、6,500人ぐらいが想定で動いておるということでございます。以上です。

委員長 ; よろしいですか。3番委員。

3番委員 ; はい。600円という、定額で示した数字から、実費相当額っていう、幾らだろうなと、いうふうな表現を使うっていう事が、ちょっと私なかなか理解ができないんです。で、今の、幾らになりますかって言ったときに620円です。というふうにお答えされて、多分そのぐらいです。と言われたんですけども、だったら、620円と書けばいいのではないかと単純に思うんです。なので、実費相当額っていう言葉に変更した意味が、少し分かるように説明していただけますか。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼地域医療課長。

医療福祉部次長兼地域医療課長 ; はい。通所リハの食費でございますけど、介護保険の対象でないため、利用者からの実費としての負担をいただいております。現状では1食税込み660円ということで進めさせていただいておりますが、実際、給食委託業者との契約を見ますと、1食700円、税込みでやっております。恵那病院のほうは、施設の運営経費の一部を、個人負担の給食の食費のほうに回しているのが現状でございます。現在給食の委託業者から、当然物価も上昇しておりますし、人件費の高騰もございますので、更なる委託料の増の提案が来たということで、恵那病院では本年度、給食委託業者をプロポーザル方式で選定しておるような状況でございます。それで、次年度に向けた業者はどうも決まったみたいですけど、それで、先ほどお話ししました契約額の交渉中でございまして、1食700円だったんですけど、税込み682円で今交渉中でございます。それで、このこともございまして9月にですけど、恵那病院から通所リハの利用料金につきまして、食費を実費相当額へしてほしいということで承認申請が出てございまして、それは、来年4月から料金改定をするに当たっては、やっぱり1カ月ぐらいの利用者のお知らせ等の周知も要るということで、同じように今後の物価上昇とか人件費のことも考えますと、12月議会で実費相当額に改正するようにお願いするということで、今回に至っております。以上です。

委員長 ; 3番委員

3番委員 ; 多分ですね、他の条例の他の料金の、どこを見ても、その実費相当額って書いてある

ところが確かにあるんです。で、600 円と書いてあっても実際は違うよ。という話でしたよね。

(マイクオフ：違います。)

じゃなくて、実際今 600 円って書いてあるから、600 円を取っているのか、先ほど 680 円にしたとか、取ってるっていう話は、違いますか。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼地域医療課長。

医療福祉部次長兼地域医療課長 ; 条例に 600 円と書いてございますので、徴収は 600 円でございます。ですけど、業者にお支払いを、運営費として払うのは 700 円払っているの、運営全体として赤を補填しているという話です。お願いします。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; そうすると、利用者にとって、どこまで上がるのかっていう、その辺の調整については、やっぱり負担、そんなにね、負担あつてはちょっと困るなと正直思います。その辺のこれからの上げ幅とか、利用者さんの声なんかもちゃんと聞いてやっていただける。そういうことが大前提として、承認したいなというふうに思うんですけど。そこら辺はいいですか。

委員長 ; はい、医療福祉部次長兼地域医療課長。

医療福祉部次長兼地域医療課長 ; はい。その点でございますけど、当然、今後、物価上昇とか人件費の高騰もございまして、どういうふうにしていくかというのは、毎月恵那病院と、私どもその事務連絡会議をやっておりまして、そこで申請が出てきて協議をして決めていこうというのか、どうして上がるかもちゃんと見ながら、チェックしていこうと思っておりますのでお願いします。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; まあ、こうやって介護施設、実費負担ですよ、食費は。ですので、他の施設とのやっぱりバランスも、是非勘案しながらやっていただき、ここだけすごい上がったってというのは、是非それだけはちょっと止めてほしいなという思いです。要望です。

委員長 ; はい。他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 102 号 恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第102号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第103号 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例及び恵那市監査委員条例の一部改正について(所管部分)」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第103号 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例及び恵那市監査委員条例の一部改正について(所管部分)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第103号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第109号 訴えの提起について」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。はい、1番委員。

1番委員 ; えっとですね、この宿舍を借りる際の事でちょっと聞きたいんですけど。通常ですと敷金礼金だとか、あとは市営住宅借りるんなら、保証人を立てるとかっていうことがあるんですが、ここは、どのような契約の状況だったのか教えてください。

委員長 ; はい。上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; はい、お答えいたします。看護師宿舍については、恵那市国民健康保険診療所等職員宿舍管理規則っていうものがございまして、そちらに則ってというか、そちらの様式に従って手続を進めておりました。その様式、職員に貸すという前提のことですので、その様式中、借りるときの申し込みとか、そういったところには、保証人の欄はなかったんで、そのように事務を進めて保証人欄が無かったために、そこに記載せずに、連帯保証人っていう、一般でいうそういったものは、取っておりませんでしたし、あと、一般でいう敷金礼金、そういったものについても徴収はしておりませんでした。以上です。

委員長 ; はい。1番委員。

1 番委員 ; もちろん、この案件というのは、かなりイレギュラーなことだと思うんですけど、やっぱり今後のことも考えると、その辺の、資料の整理っていうのは少し必要かなというふうに思うので、一度検討していただいて、今後考えてもらいたいと思います。

委員長 ; はい、要望をお願いします。はい、2 番委員。

2 番委員 ; はい。今、現状、連絡も手がかりも、安否も分からんというような状態で、これ、家族のほうとの連絡は、どうなってるんか、その辺を教えてください。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; はい。連絡が取れなくなった時から、採用時の資料から本籍地などが分かりましたので、本籍、戸籍などを取り寄せまして、親族調査を行いました。で、ご両親は、既にお亡くなりになってみえて、弟さんという方がいらっしゃいましたけれども、現在、名古屋に在住していらっしゃいまして、そちらのお宅まで訪問に参りました。ご本人様にはお会い出来なかったんですけども、奥様にはお会い出来て、今、対象になっている看護師と、どういう状況でお付き合いをされているのかということを確認はしてまいりました。その奥様、弟さんの奥様も、2 回位しか会ったことがない。というような感じで全くお付き合いが無いというような状況でした。その後、弟さんにも何回か、お手紙を差し上げて、ご消息をご存じでしたら是非ご連絡くださいということをお願いしましたけれども、弟さんのほうからも全く連絡をいただけて無いと。というような状況でございます。以上です。

委員長 ; はい、2 番委員。

2 番委員 ; これ、例えば弟さんにしても、こっちからにしても、搜索願とか、そういうやつはあったあ出してますか。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; はい。搜索願、警察のほうへの搜索願といった事は、こちらのほうからは、かけておりません。以上です。

委員長 ; よろしいですか。はい。他にありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい、なかなか初めて聞く話で、大変な事かなと思うんですけども、これあの最終的に訴訟を起こして、まずこの間の説明によりますと、訴訟費用は、被告で負担という、お金の事ですけど、今現在見つかっていないのに、どうやってその請求するのかと、最後、その辺はちょっとどういうふうにお考えですか。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; はい。すいません。訴訟の事に関しましては、弁護士の先生とご相談しながら進めていくんですけども、今の段階で住所などがわかっていないというところであります

ので、訴訟についても、弁護士先生との打ち合わせの中では、公示送達という、今、居所も住所も無いという状況なので、公示送達をして、相手方に通知が行ったというような形の基に、裁判は進むというふうに聞いております。はい。

(マイクオフ：答弁の確認)

委員長 ; 再度ですか。

上矢作病院事務長 ; はい。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; はい。明け渡しの提起、訴えを提起することにつきましては、中に、まだこの方の動産とかが残っておりまして、こういった訴えを提起しないと、かまえないというか処分出来ないっていう事がありましたので、今回その訴えを提起するという事をお願いするところであります。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; それは理解しております。で、そういった事を承知の上で訴えます。そしたら、費用なんかは、もうこれ、市で、最終的に負担するという考えになるんでしょうか。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; はい。部屋の中の動産の処分とかっていうことは、裁判所の執行官に立ち会っていただいた上で、処分するというふうには聞いております。当然費用負担についても、市側で負担することになるかというふうに思います。以上です。あ、なります。はい、すいません。

委員長 ; はい、よろしいですか。はい。5番委員。

5番委員 ; 今説明いただいたとおり、多分あの市が来るべき処理をしないと、この部屋自体が使えないのは承知しておりますけど、今までの判例、多分初めてじゃないと思うんですよ、この弁護士を通せば、どの位かかるんですか。半年以内に済むとか、こんだけ分らないような状態的状况でしたら。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長 ; 弁護士の先生と相談というか、お話をさせていただいたところ、判決までに半年位かかるだろう。というような見込みでした。

委員長 ; はい。いいですか。はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第109号 訴えの提起に

ついて」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第109号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第113号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第5号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; はい。あの順番にいきますのでお願いします。まず、予算資料の11ページの1番上、自立支援給付費についてです。あの、今回補正予算ということ12月補正で4,749万5,000円、なかなかこれも金額が高いなと思っておりましたけども、具体的にどういった部分が増額になっているのか、その理由について、まずお尋ねします。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。まず、自立支援給付費の4,749万5,000円の内訳ですが、補装具給付費が61万3,000円。育成医療給付費が21万1,000円。更生医療給付費が165万5,000円。介護給付費が1,948万9,000円。訓練等給付費が2,552万7,000円の増額をお願いするものでございます。その中で、まず、訓練等の給付費でございますが、この給付費につきましては、自立訓練とか就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助といった、障害サービスに要する費用の給付をするものでございます。金額につきましては、4月から9月の実績から年間の見込み額を算出させていただきました。特にその中で上半期の実績が、前年と比べて多いものは、就労継続支援費でございまして、1,117万1,000円の増で前年と比べて、9.6%増えとるような状況でございます。何でこれが増えたかっていうことでございますけど、現状、家族や本人さんからの相談があって、将来自立して生活を目指している方が増えてきたんではないかと思っております。また、最近は精神障害の方が増えておりまして、仕事に行けなくなり暫らくして、その後仕事に行きたい方が、少しずつ仕事に慣れていくことで、ご利用になっております。あとグループホーム費というものがございまして、これは261万4,000円の上半期の対比ですけど、増額で9.4%でございます。このグループホーム費につきましては、介護している親さんが、高齢になったり、または亡くなって身寄りのない人が、将来の自立を目指して施設に入居するっていう事が増えておるといような状況でございます。あと、介護給付費のほうの増額も、4月から9月の実績で見込み額を出して、今回増額をお願いするものですけど、介護給付費の中で、最も増えたのは居宅介護費でございます。給付額で345万1,000円の増、前年の同時期と比べて、28.5%の増と

ということでございます。この事につきましては先ほど申しましたが、精神障がい者の方が仕事行けないケースが増えて、自宅、居宅での入浴とか、食事の介護、それから精神病院への通院の介助をするっていう事が増えているような状況でございます。以上で説明を終わります。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; はい。自立支援給付費、これ毎年当初予算でも、8億円、今回も8億3,000万円ですかね、ありまして、ずっと私過去の見たんですけど、この自立支援給付費は、ほぼもう7億円後半から8億円ってなってます。で、まあ若干こう上がりつつあるというふうに、当初予算でもあります。で、お尋ねしたいのは、これは、減ることはないと思うんです。それで、先ほど実績を基にっていうふうに言われてましたけれども、今回、12月補正で4,700万円で、昨年も見ましたら昨年度もですね、12月補正で6,000万円出てます。それで、その以前は、補正無しでやってます。で、ちょっとこの給付費について、全く補正無しでやってる年と、過去、去年から今年、当初予算で上げただけじゃなくて、12月補正でぼんと出てくる。その金額がすごく大きいんですよ。なので、その次年度という、例えば今回12月補正で、お金があるから良いとは思いますが、仮に、もしお金が無かったら補正できないという事になったりしないですかね。で、ただ実績プラス、その見込みも含んで当初予算って上げると思うんですよ。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; その質問でいいですか、その質問で。

3番委員 ; それで、そうです。なので、12月補正でぼんと出てくるっていう事よりも、当初予算で、きちっと上げたらどうかというふうに私は思いますけど、はい、

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。当初予算額につきましては、前年度の実績で上げさせていただいております。見込み、伸びるかもしれませんが、見込みではなくて、実績で計上させていただいておるところでございます。

委員長 ; はい、よろしいか。3番委員。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい、あのすみません。挙手、挙手して、発言をお願いいたします。はい、他にありませんか。5番委員。

5番委員 ; 次に移りますね。はい、8目のですね、訪問入浴サービス事業費の増の部分で、ちょっとお伺いしたいんですけども、この入浴サービスの事業費っていうのは、利用さ

れる方っていうのはちょっと認識不足ですけど、回数制限というのはあるのかっていうのが1点と、それから、今回の増というのは、同じ方が回数が増えたのか、新たなやっぱり、このサービスを受けた人が増えたのが現状かちゅうのが2点目です。で、3点目はですね、私は市内ですっと見かけるとき、事業者名言っても失礼ですが、アサヒさんというのはよく見るんですけど、事業者というのは、1社だけで賄い切れてるかちゅうか、他に別の業者さんも入って市民が利用しているかという、その3点をお聞きしたいんですけど。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。訪問入浴サービス事業につきましては、身体障がい者の居宅へ訪問をして、そこに浴槽を提供して、入浴の介護を行うっていう事業でございます。回数の制限は当然あります。それは障害の程度により制限がされております。同じ人かどうかっていう事ですけども、今回のこの増額の大きな理由になっていますのは、先ほど言いましたように、介護している人が高齢になって、入浴の介助が出来なくなった事とか、症状が進んで自分で入浴が出来なくなる場合、が原因で増額をお願いするものでございます。現在、利用者数につきましては、8名の方が利用されており、この12月から1、2名増える、そのような予定をしております。業者につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

委員長 ; よろしいか。はい、他にありませんか。はい、2番委員。

2番委員 ; はい。3目の、高齢者福祉施設管理経費で、恵愛の密閉式膨張タンクの取替え工事で74万円ほど付いておるんですけど、ちょっとこれの内容を教えてください。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。密閉式膨張タンクですが、こちらはデイスサービスの風呂で使うお湯を沸かした際に、温度の上昇によって水の膨張が若干ございます。その膨張を吸収するための装置でございます。今回、錆びの侵食がございまして、タンクの中にガスがありますが、そのガスが抜けてしまう恐れがあるという事で、今回修繕をお願いするものでございます。以上です。

委員長 ; はい、2番委員。

2番委員 ; そういうことは、これ新しい、その、膨張タンクを購入して工事をしたちゅうことですね。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。こちらのタンクは開所当時、平成6年から使っておりまして、老朽化が大変著しいこともございますので、取替工事となります。以上でございます。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい、障がい者地域生活支援事業費の難聴児補聴器購入費等助成事業、これについてですけど、ちょっと事業の説明をお願いしたいと思います。

委員長 ; はい。社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。この事業につきましては、市内に在住する 18 歳未満の方で、両耳の聴力が 30 デシベル以上 70 デシベル未満の者、それから身体障害者手帳の交付対象者では無い方に助成するものでございます。事業内容につきましては、新たに補聴器の購入の場合、5 年の耐用年数が経過して別の補聴器を購入する場合、それから、補聴器を補修する場合に必要な経費を助成するものでございます。難聴児の方が若いうちに補聴器を利用して、しっかりコミュニケーション能力をつけていく目的で助成事業が行われております。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。今お使いの方が、どのぐらいいらっしゃるのか、教えていただきたいです。

委員長 ; はい。社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。総数は分かりませんが、昨年度は 1 名の方がこの助成制度を利用され、今年度は 2 名は助成を受ける予定となっております。

委員長 ; はい。3 番委員。

3 番委員 ; 難聴の方がどれだけいるかっていうことは分からないけど、これを使っている方が、昨年 1 件ということですね。んで、この追加補正で 1 件ということですね。はい。分かりました。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; 児童家庭支援事業です。143 万 2,000 円。これのですね事業内容は母子生活支援施設委託料の増という事ですが、DV の方の避難の施設という事ですか。増の理由と、現在ですねその施設に入っている方、恵那市で何人いらっしゃるか。教えてください。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい、児童家庭支援事業母子生活支援施設の委託料につきましてですけれども、こちらにつきましては、高山市と岐阜市にある施設に、DV 被害による母子世帯の入所措置を行ったものであります。それで、今回の増額分につきましては、まず、当初予算におきましては、高山市の施設に入所する一世帯分を予算計上しておりました。しかし、平成 31 年 2 月から、新たに岐阜市の施設に入所する母子世帯、一世帯を措置する事となりました。その後、令和元年 8 月に、高山市の施設に入所されておりました母子世帯につきましては退所されました。その事によりまして本年の 4 月から 8 月の

5カ月間につきましては、二世帯分の委託料が発生をしておりますので、この5カ月分に発生した委託料が、今回増額分となっております。現在は、岐阜市の施設に一世帯が入所しておるという状況です。以上です。

委員長 ; よろしいか。他にありませんか。社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。2点ほどちょっと発言させていただきます。まずは、先ほどの訪問入浴の業者でございますが、現在はアサヒサンクリーンの一社のみとなっております。もう一つ、難聴児の制度でございますけど、もう一度目的をしゃべらせていただきます。軽度中度の難聴児が、成長の早い段階から補聴器を利用することによって、成人に達する前の間に、十分に学習の機会を確保して、コミュニケーション能力等を身に付けて、将来、円滑に日常生活を送ることができるように支援するという目的でございます。以上です。

委員長 ; はい、他にありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; はい。今の難聴児の補聴器ですけど、これ、いつ、どういう時に申請すればよろしいですか。

委員長 ; はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。購入する前に事前に、市の方へ申請いただければ、まあ、当然あの、いや。

(マイクオフ：発言する者あり)

3番委員 ; その支援の内容をどこで、じゃあそういうふうに周知していますか。

(マイクオフ：発言する者あり)

委員長 ; はい。ちょっとマイク入って無い。社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。ホームページに載っておると思います。すいません。確認します。

委員長 ; はい。確認でいいですか。後ほどでよろしいですか。

(マイクオフ：他に発言する者あり)

委員長 ; はい。後で正確に答弁をお願いします。他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第113号 令和元年度恵那市一般会計補正予算(第5号)(歳入歳出所管部分)」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第113号」は原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 4 号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 1 1 4 号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 1 4 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 5 号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 1 1 5 号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 1 5 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 1 1 9 号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第 1 1 9 号 令和元年度恵

那市病院事業会計補正予算（第２号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第１１９号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第１２０号 令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。本件に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。「議第１２０号 令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第１号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第１２０号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 先ほどの答弁できますか。はい、社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい、すいません。ホームページの中で周知をしております。掲載しておりますのでお願いします。

委員長 ; はい、よろしい。はい。それでは、以上で予定の議題を全て終了いたしました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ありがとうございます。それではこれをもちまして、令和元年第５回市民福祉委員会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

午後２時２６分閉会

恵那市議会委員会条例第３０条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 柘植孝彦